

# 使用済自動車の引取業登録にあたって

= 登録業者としての責務 =

## ◎引取業者とは

引取業者とは、最終所有者から使用済自動車を引き取る者で、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録をしなければなりません。

引取業者は次の役割があります。必ず行わなければなりません!

### (1) 装備の確認

フロン類・エアバッグ類の装備の有無を確認しなければなりません。

### (2) 預託確認

引き取りを求められた車が、リサイクル料金の預託がされているかを確認しなければなりません。

預託されていない場合は、最終所有者に対しリサイクル料金の預託を告知し、預託を確認してから引き取らなければなりません。

### (3) 使用済自動車の引き取りと「引取証明書」の交付

使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、必要事項を記載した「引取証明書」を交付しなければなりません。

なお、使用済自動車の引き取りを求められた時は、法に定める理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。

### (4) 引取報告の実施

使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行わなければなりません。

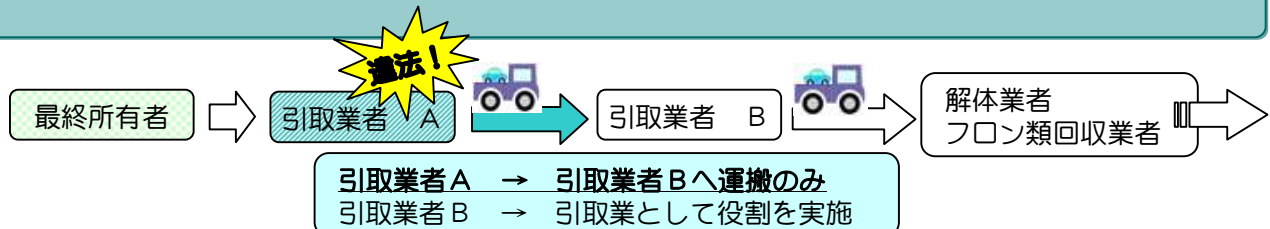
リサイクルルートに乗せる入口として重要な役割です。

### (5) 引渡報告の実施

フロン類がある場合には都道府県知事の登録を受けたフロン類回収業者へ、フロン類がない場合には都道府県知事等の許可を受けた解体業者へ、使用済自動車を引き渡さなければなりません。

引渡後は、すみやかに情報管理センターに引渡報告を行わなければなりません。

引取業者としての役割をはたさずに、運搬のみを行うことは違法です!



引取業者 A は、自動車リサイクル法の義務違反と廃棄物処理法の無許可収集運搬となり、罰則が課されます。